

# 令和5年度(2023年度)

## 城陽市保育所等(昼間里親)入所案内

城陽市福祉事務所  
子育て支援課(電話)56-4035

### 1. 保育所等の目的

保育所等は、その家庭において保護者が労働に従事したり、疾病にかかっているなどのため、家庭で十分保育ができない児童を保護者からの委託を受けて保育することを目的とする施設です。本市では、保育所等での保育のほか、昼間里親での保育制度があります。

### 2. 入所資格(保育の必要性の認定基準)[昼間里親も準じる]

保育所等へ入所申込みできる児童は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当し、保育の必要性の認定を受けている場合です。

ただし、施設の受入能力等により、入所できない場合があります。

- ① 1か月60時間以上労働することを常態としていること。(昼間4時間以上かつ1か月15日以上)ただし、夜間6時間以上の場合は夜勤でも可。
- ② 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。(出産予定月の前後2か月)
- ③ 疾病にかかり若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいをもっていること。
- ④ 長期にわたり疾病の状態にある親族、又は精神若しくは身体に障がいをもつ親族を常時介護していること。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ⑥ 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。
- ⑦ 学校に在学しているまたは職業訓練を受けていること。
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること。
- ⑨ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
- ⑩ 市長が認める前各号に類する状態にあること。

保育の必要性の認定基準に適合しているかどうか書類審査及び実態調査などを行います。また、入所の後も書類審査及び実態調査などを行い「保育の必要性の認定基準」に該当しなくなった場合には、退所となります。

### 3. 支給認定制度について

教育・保育施設（保育所等、幼稚園、認定こども園）等を利用する場合は、利用のための認定を受けていただく必要があります。認定の申請は、教育・保育施設を利用できる資格があることを市に申請し、市が申請に基づき審査し認定します。

なお、認定された場合は、市から下表の3つの区分に応じた認定証を交付します。

また、保育の必要量によって、さらに「保育標準時間」と「保育短時間」のそれぞれの利用区分に区分されます。

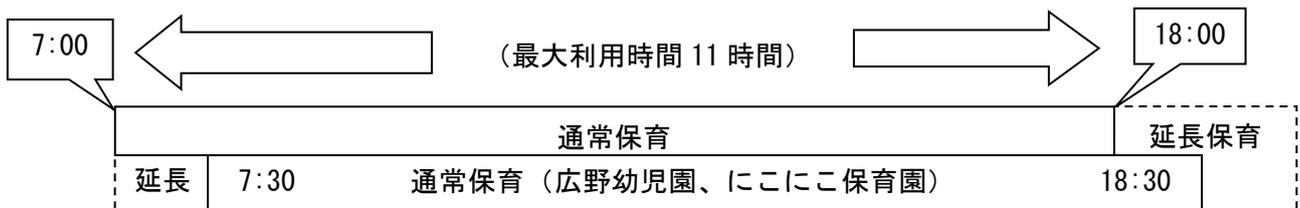
#### 【認定区分の種類】

支給認定区分	対象	保育の必要性の有無	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	必要としない	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	必要とする	保育所等 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	必要とする	保育所等 認定こども園

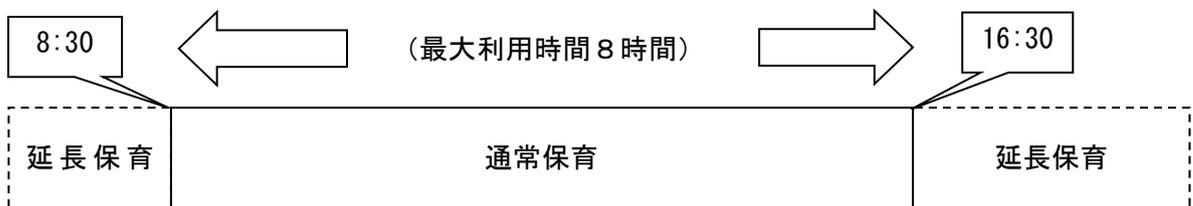
#### 【保育の必要量】

保育の必要性の認定において、「保育標準時間」、「保育短時間」のどちらの区分で認定されているかによって、保育所等の利用できる時間帯が異なります。

##### ・保育標準時間認定



##### ・保育短時間認定



※ 入所日の初日から普通保育を行うと、環境面の違い等からお子さんにとって心身ともに大きな負担となるため、入所後の一定期間はならし保育（午前中保育）となりますのでご協力ください。

※ 週休2日制などで仕事が休みの日は、ご家庭で保育してお子さんとのふれ合いの時間を多く持つようにしてください。

※ 市立保育所の延長保育料は次表のとおりです。なお、私立保育所等の延長保育料については、別に決定され、直接各園にお支払いいただくことになります。

区 分	3歳未満児	3歳以上児	備 考
7:00~8:30	100円	100円	保育短時間認定の方に適用されます。
16:30~18:00	100円	100円	
18:00~18:30	150円	100円	全員に適用され、上記に加算します。 ※18時以降はおやつを提供があります。
18:00~19:00	250円	150円	

#### 【保育の必要量区分】

事由	認定期間	保育の必要量
就 労	最長3年間(就学前) ※認定は3年間だが、事由継続の場合就学前まで延長できる	就労時間による (保育標準時間を希望する場合は月120時間以上)
妊 娠	出産予定月の前後2か月	保育標準時間
病 気	最長3年間(就学前) ※保育の必要性がなくなった場合は、その時点まで	申請内容による
介 護		保育標準時間
災 害		
求 職	2か月(在園児の場合は3か月)	保育短時間
就 学	最長3年間(就学前) ※保育の必要性がなくなった場合は、その時点まで	就学時間による
虐 待		保育標準時間
育 休	最長3年間(就学前)	保育短時間
その他	保育が必要である期間	申請内容による

※ 保育必要量の認定については、保育標準時間認定か保育短時間認定のいずれかを希望することができますが、決定時には支給認定申請書及び就労証明書等の客観的な資料に基づいて判断します。

※ 認定事由に該当しなくなった場合は、その時点で認定の有効期間が終了します。

※ 保育事由や必要量に変更が生じた場合には、速やかに変更の申請をしてください。毎月15日締め、翌月1日からの変更となります。

#### 4. 入所の選考

1つの保育所等についての申込者数が、その施設の受入能力を超える場合は、利用選考基準表(11ページ以降)に基づいて保育の必要性を点数化し、利用調整を行います。

## 5. 提出書類

申込書と保育所等入所申込に関する確認書に加え、下記の必要書類をすべて揃えて提出してください。書類に不備がある場合は受付できません。

なお、年度途中の各月1日の入所申込みは、入所を希望する月の前月の15日までに、子育て支援課に提出してください。

### (1) 保育の必要性の認定（支給認定）申請書及び下表の証明書

	入所理由	労働形態等	証明書	証明書の発行者
1 頁 2 入 所 資 格 （ 保 育 の 必 要 性 の 認 定 基 準 ） ① ～ ⑩	①就労  ⑨育休取得による継続入所	会社員・公務員	就労証明書	勤務先
		自営業	就労状況申告書 自営の証明書類の写し（確定申告書、営業許可証、開業届等）	
		農業	耕作証明書	農業委員会の委員、農家組合長
		パート及びアルバイト	就労証明書	勤務先
		内職	内職証明書	内職の発注事業者
	②産前産後		母子健康手帳の写し（母の氏名と分娩予定日がわかるページ）	
	③疾病等		診断書	医師
	④介護		診断書（被介護者） 民生児童委員証明書（別居介護者介護の旨の証明書）	医師 民生児童委員
	⑤震災、風水害等		罹災証明書	城陽市役所危機・防災対策課（自然災害） 城陽市消防本部（火災）
	⑥求職中		誓約書	
⑦学校通学等		在学証明書 通学日数と時間がわかる書類（カリキュラム・時間割等）	教育機関	

※ 当該児童と同居の親族その他の方（18歳以上65歳未満）がおられ、就労等で保育ができない場合は、就労証明書等の証明書類を提出してください。提出がない場合は入所の優先度が下がることとなりますのでご承知おきください。

※ 月途中において、採用予定の方や産休・育休明けで仕事に復帰される方は、採用若しくは復帰される月の初日からの入所申込が可能です（入所月中に勤務を開始する必要があります）。

※ 求職活動中での保育所等入所は、同一年度内に一度のみ申請できます。

## (2) 世帯状況の証明

世帯状況	証明書	証明書の発行者
ひとり親	児童扶養手当の証書の写し、ひとり親状況確認同意書、戸籍謄本、民生児童委員証明書（いずれか1点）	民生児童委員
多子世帯	保育所等保育料多子減免申請書及び在園証明書	幼稚園等

## (3) 保育料決定資料

令和4年1月1日に城陽市外に住民票があった方は令和4年度（令和3年所得分）市区町村民税課税額証明書（※）が必要となります。保護者（父母等）の方すべての分が必要です。9月以降の入所については、令和5年度（令和4年所得分）が必要になります。

なお、申請時に個人番号（いわゆるマイナンバー）を必要書類に記載の上、誤りがないか確認するため個人番号カードや個人番号通知カード等を職員に提示していただいている場合は、市区町村民税課税額証明書の提出は不要となります。

必要書類に個人番号の記載がなく、市区町村民税課税額証明書の提出がない場合は、市区町村民税額が不明なため、最高階層で決定します。

- ※ 令和4年1月1日現在住民票があった市区町村役場で発行されます。  
城陽市に住民票がある方は必要ありません。

## 6. 保育料等について

### (1) 保育料について

保育料は、児童の年齢と保育認定時間、保護者（父母）の市区町村民税額により決定します。4月～8月は前年度（令和4年度）の税額で算出し、9月以降は当該年度（令和5年度）の税額で再計算する予定です。

令和5年度		令和6年度
4月分～8月分	9月分～翌年3月分	4月分～8月分
令和4年度市区町村民税額にて算定	令和5年度市区町村民税額にて算定	

- ※ 年度途中に税額に変更があった場合は、速やかに子育て支援課へ申し出てください。  
※ 月の1日現在、保育所等に入所している場合は、月の途中で退所しても1か月分の保育料がかかります（日割り計算は行いません）。

### (2) 副食費について

国の制度に基づき、2歳児クラス以下の児童については、副食費は保育料に含まれておりますが、3歳児クラス以上の児童については、副食費が園ごとに定められており、実費負担となります。なお、年収360万円未満相当世帯及び同時在園第3子以降については、副食費は徴収免除（無償）となります。徴収免除となる方については、市より個別に通知があります。

### 第3子以降保育所等保育料等無償化事業について

京都府第3子以降保育所等保育料等無償化事業に基づき、満18歳未満の児童（18歳に達する日以降最初の3月31日までの間を含む）が3人以上いる世帯のうち、市内の保育所等に入所している第3子以降の0歳～2歳児クラスの児童にかかる保育料は無償化いたします。（※）

また、上記と同条件の3歳児クラス以上の児童につきましては、各保育所により設定されている副食費について、月額4,500円を上限に無償化いたします。（※）

ただし、保育料、副食費ともに次頁に記載のある階層区分が、**第10階層以下の世帯が対象**となります（次頁以降保育料表参照）。

（※）保育所等入所申込書の提出時に、「第3子以降保育所等保育料等無償化事業申請書」を添付してください。申請書をご提出いただきましても階層超過により不適用となる場合がございます。

なお、令和5年度の京都府第3子以降保育所等保育料等無償化事業について、対象の範囲、事業内容が変更される場合があります。

令和5年度の保育料については改定することがあります。

令和4年度（2022年度）保育料

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			保育料（月額）			
階層区分	定義	保育標準時間		保育短時間		
		3歳未満児	3歳児以上	3歳未満児	3歳児以上	
1	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	
2	前年度分の市区町村民税非課税世帯	ひとり親等	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0
3	前年度分の市区町村民税の課税世帯であって均等割の額のみ世帯	ひとり親等	3,300	0	3,200	0
		その他	7,300	0	7,200	0
4	48,600円未満	ひとり親等	4,700	0	4,600	0
		その他	10,200	0	10,000	0
5	48,600円以上 54,000円未満	ひとり親等	4,800	0	4,700	0
		その他	15,800	0	15,500	0
6	54,000円以上 58,000円未満	ひとり親等	5,600	0	5,500	0
		その他	18,400	0	18,100	0
7	58,000円以上 77,000円未満	ひとり親等	6,300	0	6,200	0
		その他	21,000	0	20,700	0
8	77,000円以上 97,000円未満	ひとり親等 ※77,101円未満に限る	6,900 (7,100)	0	6,800 (7,000)	0
		その他	23,100 (23,700)	0	22,700 (23,300)	0
9	97,000円以上 132,000円未満	30,900 (32,100)	0	30,400 (31,600)	0	
10	132,000円以上 169,000円未満	39,500 (40,500)	0	38,900 (39,900)	0	
11	169,000円以上 301,000円未満	49,400 (50,200)	0	48,600 (49,400)	0	
12	301,000円以上 397,000円未満	57,600 (59,400)	0	56,700 (58,500)	0	
13	397,000円以上	65,000 (67,800)	0	63,800 (66,700)	0	

- ※ 保育料（月額）欄中（ ）は、0歳児に適用する。
- ※ ひとり親等とは、ひとり親世帯並びに身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方や、障害者基礎年金等の受給者及び特別児童扶養手当の支給対象児童のいる世帯のことです。
- ※ 同一世帯で2人以上の児童が保育所や幼稚園等へ在籍している場合、2人目の児童の保育料の額は保育料（月額）欄の2分の1の額とし、3人目以降は無料となります。
- ※ 市区町村民税所得割額が57,700円未満の多子世帯について、上の兄弟の年齢に関わらず2人目の児童の保育料の額は保育料（月額）欄の2分の1の額とし、3人目以降は無料となります。  
市区町村民税所得割額が77,101円未満のひとり親等に該当する場合、上の兄弟の年齢に関わらず2人目以降の児童の保育料の額は無料となります。
- ※ 市区町村民税所得割額を計算する際、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等）は適用されません。

## 7. 保育所等の所在地

	施設種別	施設名	所在地 (電話)	保育標準時間	延長保 育時間	受け入れ開始月齢	
				保育短時間			
市 立	保育所	久津川	平川大將軍2 52-4864	7:00~18:00	~19:00	0歳~ 43日目より	
				8:30~16:30			
			久世	久世芝ヶ原74-1 52-4369	7:00~18:00		~19:00
					8:30~16:30		
			鴻の巣	寺田東ノ口51-5 55-9191	7:00~18:00		~19:00
8:30~16:30							
今池	富野高井44-3 53-2800	7:00~18:00	~19:00				
		8:30~16:30					
私 立	保育所	せいじん	富野西田部64-1 53-1300	7:00~18:00	~19:00	0歳~ おおむね2か月より	
				8:30~16:30			
			くぬぎ	寺田庭井36-4 52-1662	7:00~18:00		~19:00
					8:30~16:30		
			清心	富野荒見田4 55-0230	7:00~18:00		~19:00
8:30~16:30							
里の西 (第二里の西 の連携施設)	久世里ノ西66-1 55-0243	7:00~18:00	~19:00				
		8:30~16:30					
立	小規模 保育事業所 (0~2歳児 クラスのみ)	広野幼児園	寺田水度坂5 34-4150	7:30~18:30	7:00~	0歳~ おおむね4か月より	
				8:30~16:30	~19:00		
	第二里の西	平川鍛冶塚64 56-8221	7:00~18:00	~19:00	0歳~ おおむね2か月より		
			8:30~16:30				
	家庭的 保育事業所 (0~2歳児 クラスのみ)	にこにこ	寺田深谷57-86 52-3783	7:30~18:30		7:00~	
8:30~16:30				~19:00			

※ 1の久津川保育園は市立保育園ですが、運営は平成22年度より学校法人善導学園が行っています。

※ 2の久世保育園は市立保育園ですが、運営は平成18年度より社会福祉法人清仁福祉会が行っています。

※ 4の今池保育園は市立保育園ですが、運営は平成25年8月より指定管理者である学校法人城陽学園が行っています。

※ 11の広野幼児園、12の第二里の西保育園は小規模保育事業所であり、0~2歳児クラスまでの保育提供となります。

※ 13のにこにこ保育園は家庭的保育事業所であり、0~2歳児クラスまでの保育提供となります。

※ 11の広野幼児園、13のにこにこ保育園は他の施設と保育標準時間が異なります。

## 8. 保育園の位置図



## 9. 休園日

市立保育所については、年末・年始の期間(12月29日から1月3日まで)、及び日曜・祝日・振替休日。また、伝染病・風水害・その他市長が特に休園を必要と認めた場合に、臨時休園することがあります。

なお、私立保育所等の休園日については、直接各園に確認していただくことになります。

## 10. 昼間里親保育事業

保護者が保育の必要性の要件に該当し、児童の保育ができない場合、3歳未満児を対象に、保育士資格を有する(市が認定した)昼間里親宅で、家庭的な雰囲気のもと、保護者に代わって最大3人までの児童を保育するものです。

### 昼間里親保育時間

通常時間	平日	8:30~17:00
	土曜日	8:30~13:00
時間外保育時間 (平日・土曜日とも)	早朝	7:30~
	夕方	~18:00

※ 昼間里親の事情により時間外保育をしていない場合があります。

### 令和4年度(2022年度)昼間里親保育料

参考

令和5年度の保育料については改定することがあります。

児童が属する世帯の階層区分			保育料(月額)
階層	定	義	
1	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0 円
2	1及び3以降の階層を除く世帯		0
3	1の階層を除き、前年度の市区町村民税所得割課税世帯であってその所得割額の区分が次の区分に該当する世帯	77,000円未満	2,800
4		77,000円以上 97,000円未満	6,800
5		97,000円以上 132,000円未満	12,300
6		132,000円以上 169,000円未満	17,800
7		169,000円以上 301,000円未満	23,600
8		301,000円以上 397,000円未満	30,100
9		397,000円以上	34,500

※同一世帯で2人以上の児童が保育所や幼稚園、昼間里親等へ在籍している場合、2人目の児童の保育料の額は保育料(月額)欄の2分の1の額とし、3人目以降は無料となります。

※市区町村民税所得割額が57,700円未満(ひとり親等にあつては77,101円未満)の多子世帯について、上の兄弟の年齢に関わらず2人目(ひとり親等にあつては1人目)の児童の保育料の額は保育料(月額)欄の2分の1の額とし、3人目以降(ひとり親等にあつては2人目以降)は無料となります。

# 利用調整基準

(令和5年度予定)

## 【利用調整点数の算定方法】

- ・ A 基本点数合計(父母それぞれの点数を合算)に、  
B 調整点数合計(世帯単位で該当項目を加点・減点して合算)  
を加えて算定し、利用調整点数の高い児童から順に保育の利用に係る優先順位を決定する。
- ・ 利用調整点数が同一の場合は、「3 同一点数となった場合の優先順位」に基づき優先順位を決定する。

利用調整点数(A+B) :

## 1 基本点数表

保育要件	保護者の状況	基本点数		必要書類
		父	母	
就労	月160時間以上	20	20	1
	月140時間以上	19	19	
	月120時間以上	18	18	
	月100時間以上	17	17	
	月80時間以上	16	16	
	月60時間以上	14	14	
	内職従事者	6	6	
妊娠・出産	出産予定月の前後2か月		14	3
疾病等	入院中(1か月以上)	20	20	4
	通院が必要で、1か月以上の長期安静加療が必要で、保育ができないと医師が判断する者	12	12	
	その他1か月以上保育ができないと医師が判断する者	10	10	4及び5
	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている、又は要介護認定3～5の者で、保育ができないと医師が判断する者	15	15	
	身体障害者手帳3・4級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳Bの交付を受けている、又は要介護認定1・2の者で、保育ができないと医師が判断する者	11	11	
介護・看護	同居の常時臥床者である親族を自宅で常態的に介護、看護している	12	12	4
	長期入院等をしている親族を常態的に介護、看護している	10	10	4又は 4及び6
	上記以外で親族を常態的に介護、看護している	8	8	
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている	20	20	7
求職	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている	1	1	8
就学	1日4時間以上月20日以上就学している	14	14	9
	1日4時間以上月15日以上20日未満就学している	10	10	
A 基本点数合計				

※ 複数の要件に該当する場合は、最も点数が高いものを採用します。

### <必要書類>

- 1…(会社員・公務員・パート・アルバイト)就労証明書  
(自営業)就労状況申告書及び自営の証明書類の写し  
(農業)耕作証明書  
上記のうち該当するもの
- 2…内職証明書
- 3…母子健康手帳の写し(母の氏名と分娩予定日がわかるページ)
- 4…診断書
- 5…身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・介護保険被保険者証の写し
- 6…別居の親族の介護・看護の場合、民生児童委員証明書
- 7…罹災証明書
- 8…誓約書
- 9…在学証明書及び通学日数と時間がわかる書類(カリキュラム・時間割等)

### <優先入所>

- ・ 医療的ケア児(日常生活で医療行為を必要とする児童)については、保育の必要性がある場合、当該児童年齢に受入枠があり、看護師配置等の受入整備を前提として、当分の間、鴻の巣保育園に優先的に入所する措置があります。  
なお、医療的ケア児が複数あり、受入れ可能な人数を超える場合は、本基準により利用調整します。
- ・ 前年度において2歳児クラスで地域型保育事業所を利用しており、次年度にその事業所の連携施設である保育所へ入所を希望する場合は、優先的に入所枠を確保します。  
なお、連携施設への申込が受入れ可能な人数を超える場合は、本基準により利用調整します。

## 2 調整点数表

事項	内容	調整点数	必要書類
世帯の状況	ひとり親世帯(別居かつ離婚協議中の場合を含む)	24	1
	生活保護	2	/
	未就学児が3人以上いる ※1	2	
	小学生以下の児童が3人以上いる ※1	1	
	同居の18歳以上65歳未満の親族その他の方が、就労等で保育ができないという証明書の提出無し(減点) ※2	△3	
保護者の状況	保護者が産休及び育休から復職する(転園は対象外)	3	2
	保護者が保育士等として本市の保育施設に勤務(就労の要件を満たす) ※3※4	10	
	保護者が保育士等として市外の保育施設に勤務(就労の要件を満たす) ※3※4	9	
	保護者が市内の学童保育所に勤務(就労の要件を満たす)	10	
	保護者のいずれかが府外へ単身赴任中	1	3
	主たる生計維持者が失業している	2	
	自営業だが、本人の就労を証明する書類の提出無し(減点)	△4	
	申込児童以外の育児休業中(減点)	△7	
兄弟姉妹の状況	兄弟姉妹がすでに城陽市内の認可保育施設に入所している(転園は対象外)	7	/
	兄弟姉妹がそれぞれ別の市内の認可保育施設に入所している場合で、そのいずれかの在園施設に転園を希望する	8	
	兄弟姉妹(多胎児含む)が同時に入所申込をする(転園は対象外)	1	
	未就学児の兄弟姉妹が身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の交付を受けている	1	4
申込児童の状況	転入により入所申込をしているが、転入前に保育施設に入所していた ※4	3	5
	申込日時点で保育の必要性があり、有料の認可外保育施設を月極めで利用している	3	
	申込日時点で保育の必要性の認定があり、幼稚園に在園し、預かり保育についても利用している	1	
	前年度において昼間里親を利用しており、次年度においても昼間里親を希望する	5	/
	前年度において0・1歳児クラスで昼間里親を利用している	3	
	前年度において2歳児クラスで地域型保育事業所又は昼間里親を利用している	5	
	地域型保育事業所を利用しており、その事業所の連携施設である保育所に転園を希望する	8	
その他	虐待・DVのおそれがあり、裁判所から保護命令、接近禁止命令等の発令が確認できる	※5	※6
	虐待・DVのおそれがあり、本市家庭児童相談室、警察署、DVセンター等と相談中又は市外の担当と相談中であることが確認できる		
	上記のほか、福祉事務所長が必要と認める場合		
B 調整点数合計			

- ※1 「未就学児が3人以上いる」を適用する場合、「小学生以下の児童が3人以上いる」は適用されません。  
 ※2 当初入所申込時は、「18歳以上」を「19歳以上」に読み替えて適用します。  
 ※3 「保育士等」には、保育士のほか、保健師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、調理師として直接保育業務に関わっている方を含みます。  
 ※4 「保育施設」には、認可保育施設(保育所、認定こども園(1号認定除く)、地域型保育事業所)のほか、認可外保育施設を含みます。  
 ※5 状況等を個別に判断し調整します。  
 ※6 専門機関の意見書等。

### <必要書類>

- 1・・・児童扶養手当の証書の写し・ひとり親状況確認同意書・戸籍謄本・民生児童委員証明書(いずれか1点)  
 ※離婚協議中については、裁判所からの通知書等の事実を確認できる書類の提出がある場合に適用
- 2・・・就労証明書
- 3・・・雇用保険受給資格者証又は失業後、雇用保険を受給するための手続きをしていることがわかる書類
- 4・・・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の写し
- 5・・・施設を利用していることがわかる書類(在園証明書や領収書、請求書等)

## 3 同一点数となった場合の優先順位

優先順位	優先順位内容
①	両親がいない、ひとり親世帯
②	保護者が保育士等として本市の保育施設に勤務
③	保護者が保育士等として他市の保育施設に勤務
④	兄弟姉妹が既に希望する認可保育施設に入所している
⑤	保育代替施設(昼間里親、認可外保育施設、一時預かり等)を利用し、既に就労している
⑥	基本点数における保育要件間の優先順位 (就労⇒疾病等⇒介護・看護⇒就学⇒妊娠・出産⇒災害復旧⇒求職⇒育休)
⑦	家庭内において日中保育できない期間又は時間が長い